

平成 24 年 6 月 4 日

県内柔道スポーツ少年団及び道場代表者各位

山梨県柔道連盟

会 長 長 田 定 光

(公印省略)

山梨県柔道スポーツ少年団及び道場の移籍
(引き抜き) 問題の対応について (通知)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日ごろ斯道発展のためご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、近年少年柔道（小学生）選手が道場等を勝利主義等の理由で引き抜きにより移籍し、指導者間で大きな問題となっております。この選手の移籍問題対応は、全国の柔道連盟（以下協会等も含む。）も既に対応して、制裁措置（期間を定め、県大会や全国大会予選の出場停止など）を行っている柔道連盟がほとんどであります。

つきましては、山梨県柔道連盟におきましても、この移籍問題への対応について、慎重に協議検討を重ねて参りました結果、別紙「山梨県柔道スポーツ少年団、道場等に在籍の選手移籍等への対応に関する内規」のとおり移籍（引抜など）には、厳しい対応をとることになりましたので、指導者、保護者及び団員（子供たち）に周知徹底をお願いします。

なお、止むを得ない理由（引越し）などの原因による移籍については、移籍前及び移籍後の代表者（館長等）の同意書（別紙様式のとおり）を県柔道スポーツ連絡協議会事務局経由し、本県柔道連盟事務局へ提出してください。

敬具

問い合わせ先

副理事長 米山徳彦

住 所 〒400-0118 甲斐市竜王 1824-1

携帯電話 090-5426-0778

自宅電話 FAX 兼用 055-276-7888

山梨県柔道スポーツ少年団、道場等に在籍の選手
移籍等への対応に関する内規

平成 24 年 6 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 近年少年柔道の選手が道場等を移籍し、指導者間で問題が発生している。このことは都道府県柔道連盟全てが抱えている問題であり、移籍に対し各都道府県柔道連盟として制裁措置（県大会や全国大会予選の出場停止など）を行っている団体がほとんどである。

については、全国の状況から本県柔道連盟として、移籍に対する取り決めを定め、健全育成の観点から少年柔道の指導において紛争が発生しないようにすることを目的とする。

(制裁措置)

第 2 条 移籍選手及び移籍先の館長等には、次の場合制裁措置を科すものとする。

- ① 選手の移籍の中で、引き抜きなどは、正に柔道精神に反する行為であり、引き抜きを行った館長は、6 ヶ月間その団体の県連主催の大会及び予選会への当該団体の出場を停止するものとする。
- ② 前項の移籍選手については、発覚後 6 ヶ月間の県大会及び全国大会予選など出場を停止とするものとする。
- ③ 移籍前の館長等（保護者会や後援会など含む。）と指導方針等でトラブルがあつて移籍した場合には、山梨県柔道連盟会長が移籍前の館長から事情を確認する中で柔道精神に反する行為（勝利主義のみ）などのトラブル発生に伴うもの場合当該選手は、6 ヶ月間の出場を停止するものとする。
- ④ 前号の制裁措置は、他都道府県からの移籍においても適用するものとする。

(制裁措置の例外)

第 3 条 次の場合は、制裁措置を科さないものとする。

- ① 保護者の転勤などによる家族の引越しに伴うもの。なお、両館長の連名による移籍同意書（署名押印）があるもの。
- ② 団員減少などで道場の廃部が原因の場合
なお、廃部の確認として、当該年度の全日本柔道連盟登録を行わない旨の届出を山梨県柔道連盟の登録担当に事前に申し出ている団体であること。
- ③ その他山梨県柔道連盟会長が、特に止むを得ないと認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

(経過規定)

- 2 この内規の施行前に移籍をした選手及び引き抜きを行った館長等への制裁措置は科さないものとする。ただし、内規施行後において、内規施行以前の移籍について、問題が発覚した場合、この内規の規定により対応するものとする。

平成 年 月 日

山梨県柔道連盟会長

様

移籍前団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

移籍後団体名 _____

代表者氏名 _____ (印)

山梨県柔道スポーツ少年団（道場含む。）移籍同意書の提出について

この度、次の者が下記理由により移籍することになりましたので、内規第 3 条①の規定に基づき報告します。

なお、関係団体の責任者同士移籍に関し、何らの問題もなく同意しましたので併せて報告します。

選手氏名（学年）	()	住 所	〒
移籍先団体名 住所		移籍先 代表者名 自宅電話番号 携帯電話番号	
移籍理由			